

平成 30 年度

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

次 第

日時 平成 30 年 4 月 19 日(木)14:30～16:00

場所 阿賀川河川事務所 1F 会議室

1. 開会の挨拶

阿賀川河川事務所長

2. 議事

1) 幹事会の報告

- ・規約の改正について 【資料 1】
- ・「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿賀川流域の
減災に係る各機関の取組について 【資料 2】

2) 話題提供

- ・洪水警報の危険度分布とその利用について（福島地方気象台） 【資料 3】

3) その他

- ・ハザードマップポータルサイトについて 【資料 4】
- ・危機管理型水位計について 【資料 5】
- ・浸水ナビについて 【資料 6】
- ・防災教育について 【資料 7】

3. 閉会

平成30年度 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 出席者名簿

機関名	代表者	出席者	備考
会津若松市	市長	(代) 市民部長 目黒 只法	
喜多方市	市長	(代) 生活防災課長 五十嵐 慎	
会津坂下町	町長	(代) 副町長 日下 亮	
会津美里町	町長	(代) くらし安心課長 坂内 隆一	
湯川村	村長	(代) 総務課長 鈴木 定	
福島県 危機管理部 災害対策課	課長	友 敏光	
		(随) 災害対策課主事 伊藤 草平	
福島県 土木部 河川計画課	課長	(代) 主幹兼副課長 芳賀 英幸	
		(随) 技師 兼子 翔太 (技師)	
福島県 会津若松建設事務所	所長	(代) 企画管理部長 西澤 建司	
		(随) 管理課主任主査 安齋 義之	
福島県 喜多方建設事務所	所長	(代) 主幹兼企画管理部長 矢澤 敏幸	
福島地方気象台	台長	中村 雅基	
		(随) 水害対策気象官 出口 眞一	
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所長	柳 正市	
	副所長(技)	鈴木 忠彦	
		工務課長 原 俊彦	
		工務課専門官 古瀬 修	
		管理課長 服部 信	
		管理課専門官 浅野 広樹	
		管理課維持係長 佐藤 清彦	
		北会津出張所長 渡辺 洋	
		塩川出張所長 森田 義一	
		大川ダム管理支所長 小野 正博	

【資料 1】

1) 幹事会の報告

規約の改正について

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 現行	阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 改正（案）	備考
（名称） 第 1 条 この会議は、「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、阿賀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成） 第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。	<u>（設置）</u> 第 1 条 <u>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</u> （目的） 第 2 条 <u>協議会では、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、県、市町村等が連携して、阿賀川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</u> <u>（協議会の対象河川）</u> 第 3 条 <u>協議会は、阿賀川、日橋川及び湯川の指定区間外を対象とする。ただし、大川ダム管理区間を除くものとする。</u> （協議会の構成） 第 4 条 協議会は、別紙 1 の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。	水防法に基づく協議会であることを明記 修正 修正 条項の追加 洪水予報河川及び水位周知河川について具体的河川名をもって協議会の検討対象であることを明記

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 現行	阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 改正（案）	備考
（幹事会の構成） 第4条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。 （協議会の実施事項） 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。	（幹事会の構成） 第5条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。 （協議会の実施事項） 第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水<u>浸水想定区域等の現状の水害リスク情報</u>を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、<u>氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。</u> 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。	一部修正

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 現行	阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 改正（案）	備考
（会議の公開） 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。 （協議会資料等の公表） 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。 （事務局） 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀川河川事務所（管理課）が行う。 （雑則） 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第10条 本規約は、平成28年 5月13日から施行する。 本規約は、平成29年 4月26日から施行する。	（会議の公開） 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。 （協議会資料等の公表） 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した<u>構成員</u>の確認を得た後、公表するものとする。 （事務局） 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀川河川事務所（管理課）が行う。 （雑則） 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第11条 本規約は、平成28年 5月13日から施行する。 本規約は、平成29年 4月26日から施行する。 本規約は、平成 年 月 日から施行する。	一部修正

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 現行			阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 改正（案）			備考
別表－ 1			別表－ 1			
機 関 名		代 表 者	機 関 名		代 表 者	
会 津 若 松 市		市 長	会 津 若 松 市		市 長	
喜 多 方 市		市 長	喜 多 方 市		市 長	
会 津 坂 下 町		町 長	会 津 坂 下 町		町 長	
会 津 美 里 町		町 長	会 津 美 里 町		町 長	
湯 川 村		村 長	湯 川 村		村 長	
福島県 災 害 対 策 課		課 長	福島県 災 害 対 策 課		課 長	
福島県 河 川 計 画 課		課 長	福島県 河 川 計 画 課		課 長	
福島県 会津若松建設事務所		所 長	福島県 会津若松建設事務所		所 長	
福島県 喜多方建設事務所		所 長	福島県 喜多方建設事務所		所 長	
福 島 地 方 気 象 台		台 長	福 島 地 方 気 象 台		台 長	
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所		所 長	北陸地方整備局 阿賀川河川事務所		所 長	

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 現行			阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 改正（案）			備考
別表－2			別表－2			
所 属		幹 事 名	所 属		幹 事 名	
会 津 若 松 市		危 機 管 理 課 長	会 津 若 松 市		危 機 管 理 課 長	
喜 多 方 市		生 活 防 災 課 長	喜 多 方 市		生 活 防 災 課 長	
会 津 坂 下 町		総 務 課 長	会 津 坂 下 町		総 務 課 長	
会 津 美 里 町		く ら し 安 心 課 長	会 津 美 里 町		く ら し 安 心 課 長	
湯 川 村		総 務 課 長	湯 川 村		総 務 課 長	
福島県 災 害 対 策 課		副 課 長	福島県 災 害 対 策 課		副 課 長	
福島県 河 川 計 画 課		副 課 長	福島県 河 川 計 画 課		副 課 長	
福島県 会津若松建設事務所		主幹兼企画管理部長	福島県 会津若松建設事務所		<u>企 画 管 理 部 長</u>	
福島県 喜多方建設事務所		主幹兼企画管理部長	福島県 喜多方建設事務所		<u>企 画 管 理 部 長</u>	
福 島 地 方 気 象 台		防 災 管 理 官	福 島 地 方 気 象 台		防 災 管 理 官	
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所		副 所 長 （ 技 術 ）	北陸地方整備局 阿賀川河川事務所		副 所 長 （ 技 術 ）	

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
阿賀川流域減災に係る各機関の取組について

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱			課題の 対応	目 標 時 期	実施する機関								地域住民
事項	具体的な取組				北陸地整	福島県	福島地方 気象台	会津若松 市	喜多方市	会津坂下 町	会津美里 町	湯川村	
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化													
■救援・救助活動の効率化に関する取組													
	①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	5,22	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	○	○		
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施													
	①大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施	22,23	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	○	○		
	②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	23	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○	○	○		
	③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	24	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○	○	○		

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 1/10

[illegible]

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 2/10

[illegible]

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村			
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																			
■情報伝達、避難計画等に関する取組																			
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	4.5, 6.8, 14	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度以降検討			・想定最大規模での浸水深及び家屋倒壊危険区域等により避難計画を見直し、立ち退き避難が必要な区域を検討。 ・垂直避難等、柔軟な避難方法の検討。	H29年度以降検討	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・想定最大規模での浸水深により避難計画の見直し整理 ○広域避難の他に垂直避難等、柔軟な避難方法の検討 ・家屋倒壊等氾濫想定区域における頑丈で高い建物等での屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討 ・避難路、その他の避難経路の検討	H29年度以降検討	・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	H29年度以降検討	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ○広域避難の他に垂直避難等、柔軟な避難方法の検討 ・家屋倒壊等氾濫想定区域における頑丈で高い建物等での屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討 ・避難路、その他の避難経路の検討	H29年度以降検討	・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。	H28年度以降検討		
		H28年度の取組		・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表(阿賀川・日橋川)								・避難等のプランニングマップの運用・拡充							
		H29年度の取組		・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表(湯川)		・湯川、古川の浸水想定区域を公表	H29年度から順次実施			・H29年度に見直しを行い、危険区域の住民説明会を開催。	5月	・洪水ハザードマップ、磐梯山火山防災マップの作成に併せて、確認作業を行った。		・宮川浸水想定区域確定後避難計画の見直しを行う		・家屋倒壊等氾濫想定区域等において、丈夫で高い建物を所有している企業等と協定を締結する		・ハザードマップ作成に併せて、確認作業を行う。	H29.11から着手
		H30年度の予定				・宮川の浸水想定区域を公表	H29年度から順次実施			・危険区域の住民説明会を開催。	出水期前	・避難計画の見直し、修正を行う。		・宮川浸水想定区域確定後避難計画の見直しを行う。		・ハザードマップ更新に併せて確認作業を行う。		・引き続き確認作業を行う。	
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	4.5	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援(県道路管理課ホームページでの冠水危険箇所公表など)	引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・隣接する市町村間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う。	H29年度以降検討			隣接する市町間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う。	H29年度以降検討			隣接する市町間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う。	H28年度以降検討		
		H28年度の取組				・上記のとおり、情報提供を行っている。							・両沼管内市町村広域連携協定締結済						
		H29年度の取組		・作成に必要な情報の提供及び策定を支援		・引き続き情報提供を行う。	引き続き実施	・引き続き情報提供等支援を行う。		・浸水想定の見直しを踏まえて近隣市町村との協議を検討			・宮川浸水想定区域確定後避難計画の見直しを行う			・広域避難体制の整備を検討する。	H29年度末に予定。		
		H30年度の予定		・作成に必要な情報の提供及び策定を支援		・引き続き情報提供を行う。	引き続き実施	・引き続き情報提供等支援を行う。		・隣接する市町村間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う						・引き続き広域避難体制の整備を検討する。			

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 4/10

[illegible]

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 5／10

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村	
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																	
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	1	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施	今後検討			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施
H28年度の取組												・点検実施					
H29年度の取組				・点検実施								・点検実施		・河川管理者と自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討		・河川管理者と自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討	H29年度から検討
H30年度の予定		自治会・地域住民も参加する共同点検の実施を検討		・取組を引き続き実施				・河川管理者と自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討。		・河川管理者と地域住民等との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討。		・点検実施		・河川管理者と自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討する。		・引き続き、河川管理者と自治会や地域住民との重要水防箇所等の共同点検の実施を検討する。	
②小中学校等における水災害教育を実施	1	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・小中学校からの要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・国土交通省関連機関との連携による学校防災教育への取り組み ・日本赤十字社と連携した学校防災教育への取り組み	H28年度から実施 引き続き実施	・防災に関する体験学習や出前講話などを行ってくれる組織と連携し、小中学校等の防災学習を促進する。	引き続き実施	・小中学校で防災教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校で防災教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校で水難事故に関する教育を実施している。	引き続き実施	・小中学校での防災教育を推進していく。	H28年度から検討
H28年度の取組		・小学校等による水生生物調査実施時に水防災説明も実施している。(16団体577名)		・会津若松管内の9校の小中学校で出前講座を実施 ・喜多方管内で喜多方市4回、磐梯町1回、猪苗代町1回出前講座を実施 ・猪苗代町吾妻中学校で水防工法体験学習(出前講座)を実施		(・東北地方整備局福島河川国道事務所等と小学校理科授業支援用資料を作成) ・気象庁ワークショップ等を通じた防災教育を支援	(10月)	・福島県による市内小学校出前講座に参加。	11月			・防災訓練参加及び幼稚園保育所防災講習会の開催					
H29年度の取組		・小学校等による水生生物調査実施時に水防災説明も実施している。(16団体758名)		・小中学校等で出前講座を実施 ※出前講座の実施数 県北:18校、県中:10校、県南:9校、会津若松:3校、喜多方:3校、南会津:8校、相双:2校、いわき:8校 計61校	引き続き実施	・H29年5月に日本赤十字社と連携し、教員を対象、H30年2月にはいわき市で防災指導者養成講座として気象庁ワークショップを開催した。						・防災訓練参加		・防災講話を実施した。		・小中学校での防災教育を推進していく。	H29年度から検討
H30年度の予定		・会津若松市危機管理課から教育委員会担当者を照会してもらい、支援実施校の推薦、水防教育の支援を実施。		・取り組みを引き続き実施	引き続き実施	・気象庁ワークショップ等を通じた防災教育を支援		・学校や各種団体で防災教育を行う。		・出前講座の利用を検討する。 ・市防災訓練への参加を検討する。		・防災訓練		・関係機関と連携し出前講座等を利用し実施を検討する。 ・防災訓練への参加を検討する。		・小中学校での防災教育を推進していく。	
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	1,15	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・市町村及び関係機関等の要請により、自主防災組織リーダー研修等への講師派遣	引き続き実施	・出前講座等を活用し、要望に基づき水防災害等に関する説明を実施	引き続き実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施	H29年度以降実施	・防災士の方々にご協力を得ながら、地域での防災研修会等の開催や地域づくり協議会内での防災意識の高揚を図る	H28年度以降実施	・水防に関しての出前講座メニューを検討し、実施する。	H29年度以降実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施	H28年度以降検討
H28年度の取組		・会津若松市北会津公民館で出前講座を実施(6/3)		・防災セミナー(1/29会津若松市河東公民館参加者40人) ・防災士養成フォローアップ事業(1/28会津若松市参加者24人) ・防災出前講座(5/26喜多方市耶麻郡連合神社総代会25人) ・会津若松管内の9校の小中学校で出前講座を実施 ・喜多方管内で喜多方市4回、磐梯町1回、猪苗代町1回出前講座を実施 ・自主防災活動促進事業(11/20喜多方市本林防災会参加者30人)		・県自主防災組織リーダー研修会への講師派遣(12/17.18) その他自治体等からの要請による講師派遣を実施		・高齢者施設、介護福祉関連団体、自治会等を対象に実施	通年			・各地区で防災フェスティバルを開催					
H29年度の取組				・防災出前講座を実施(10/27喜多方地方消防防災協会) ・防災士養成フォローアップ研修として、会津若松市で防災士向けの研修を実施(2/25予定)		・市町村等の要請を受けて研修会等への講師派遣等を予定		・出前講座等を活用し、水災害等に関する説明を実施	引き続き実施	・自主防災組織の訓練の中で、水害についての説明会を実施。		・各地区で防災フェスティバルを開催依頼		・防災に関する出前講座に水防の内容を盛り込み実施した。		・ハザードマップを作成した際に説明会を開催する。	未実施
H30年度の予定				・防災出前講座を実施		・市町村等の要請を受けて研修会等への講師派遣等を予定		・高齢者施設、介護福祉関連団体、自治会等を対象に実施		・出前講座の利用を検討する。		・各地区で防災フェスティバルを開催		・引き続き実施していく。		・完成したハザードマップの配布に併せて住民説明会開催する。	

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 6／10

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村	
④まるごとまちごとハザードマップを整備	4,6,12	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施															
H28年度の取組																		
H29年度の取組																		
H30年度の予定																		
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	7,11,12	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・洪水時の情報収集や避難の判断基準等を一般住民に理解してもらえる家庭向けのチラシを作成し、ホームページで公表 ・チラシを市町村等へ配布	今後検討	関係機関と連携して「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・ホームページで公表	H28年度から順次実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H29年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度以降検討	
H28年度の取組						・協議会等における資料提供及び解説		・地元FMラジオで水災害について広報 ・自主防災組織による土砂災害避難訓練の際に防災チラシを作成・配付	5月 11月									
H29年度の取組				・来年度以降検討 ・「そなえるふくしま」配布		・お天気フェア等の広報行事における水防災に関する防災気象情報のチラシ等の配布	9月	・出水期に合わせ広報誌等により広報	9月			・出水期に合わせ水防に関する広報		・出水期に合わせ広報誌等により広報		・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布を検討する。	H29年度から検討	
H30年度の予定				・来年度以降検討		・お天気フェア等の広報行事における水防災に関する防災気象情報のチラシ等の配布	9月頃	・出水期に合わせ広報誌等により広報		・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布を検討する。		・出水期に合わせ水防に関する広報		・出水期に合わせ広報誌等により広報		・引き続き、検討する。		
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	14							・自主防災組織率が低いため、引き続き設立の支援を行う。 ・防災意識を高めるため出前講座の実施、防災訓練への参加を促進。 ・自主防災の啓発や防災組織設立の支援と設立後の支援を実施。	引き続き実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施	H29年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施	H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施	H29年度から順次実施	・自主防災組織を立ち上げ、地域の防災力の向上を図る。	H28年度以降検討	
H28年度の取組				・自主防災活動促進事業(11/20喜多方市本林防災会参加者30人)						・新規設立 4組織 ・補助金申請 26組織		・組織結成マニュアルを作成 ・防災フェスティバルで防災マップの周知、講演会の実施		・新規設立を促すために各地区で説明会を行った。新規設立4団体。計11組織				
H29年度の取組				・自主防災活動促進事業(7/11会津若松地方広域婦人消防隊連絡協議会21名、7/15坂下地区地域づくり協議会20名)				・意識醸成のための情報提供、広報を実施。町内会に研修会や勉強会開催を促し自主防災組織設立への意識醸成を図る	引き続き実施	・市防災訓練への参加。 ・新規設立 5組織 ・補助金申請 31組織 ・自主防災組織の訓練時に地区ごとの避難計画の作成を提案。 ・結成率の低い地区に対し、住民説明会を実施(塩川地区)。	9月	・自主防災組織再構築に向けて、関係機関に協力要請		・新規設立2組織 ・設立支援補助金申請 3組織		・自主防災組織を立ち上げ、地域の防災力の向上を図る。	H29年度から検討	
H30年度の予定				・自主防災活動促進事業により、自主防災組織等の活動促進を図る。 ・地域コミュニティ強化事業により、地域の防災マップ作りを支援する。(危機管理部)				・町内会に研修会や勉強会開催を促し自主防災組織設立への意識醸成を図る		・市防災訓練への参加。 ・未設立の行政区に結成を呼びかけ、説明会を実施する。 ・継続して地区ごとの避難計画の作成を提案する。		・自主防災組織の再構築に向けて関係機関に協力要請。		・継続して説明会を実施する。すでに設立した団体のフォローアップを実施する。		・引き続き、自主防災組織の立ち上げを検討する。		

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 7／10

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村	
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																	
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	17	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市町村と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き 毎年実施	・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き 毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き 毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・水防団(消防団)への連絡網の確認する。 ・防災訓練をとおし、職員の非常招集、各関係機関への情報伝達訓練を実施	引き続き 毎年実施	・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・防災訓練を通じて、情報伝達訓練を検討する。	引き続き 毎年実施	・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き 毎年実施
H28年度の取組		・情報伝達訓練を実施(5/27)		・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施		各整備局河川事務所等とともに洪水予報演習の実施(5/20.23.24)	5月	・連絡体制の確認 ・情報伝達訓練に参加	5月	・消防団員用携帯型デジタル簡易無線 68台購入 ・平成25年度から年次計画により購入し、今年度で予定の434台を購入		・一般業務用無線設備(移動系携帯無線機108台)を整備 ・職員の安否確認を含め、緊急通報システム(一斉メール)を整備		・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加			
H29年度の取組		・情報伝達訓練を実施(5/12)		・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	・H29.5月に洪水予報伝達演習を実施した。	4月～5月	・連絡体制の確認 ・情報伝達訓練に参加				伝達訓練を実施		・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加		・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	H29年度から検討
H30年度の予定		・情報伝達訓練を実施(4月～5月頃)		・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	各整備局河川事務所等とともに洪水予報演習の実施		・連絡体制の確認 ・情報伝達訓練に参加		・情報伝達訓練への参加。		・伝達訓練の実施		・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加		・水防連絡会で連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	16,17	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施	・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施			・河川管理者と水防関係機関による重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き 毎年実施
H28年度の取組		・阿賀川水防連絡会として上下流に分けて実施(6/8,14)		・阿賀川水防連絡会として上下流に分けて実施(6/8,14) ・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施				・阿賀川水防連絡会として実施(6/8) ・県と重要水防箇所の合同巡視を実施	5月	・阿賀川河川事務所及び福島県と実施		・合同巡視実施		・水防連絡会及び県と共に、重要水防箇所等の合同巡視を実施		水防関係機関との合同パトロールに参加した。	
H29年度の取組		・阿賀川水防連絡会として上下流に分けて実施(6/23,30)		・同上 ・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施			・重要水防箇所の合同巡視を実施		・阿賀川河川事務所及び福島県と重要水防箇所等の合同パトロールを実施。	6月	・合同巡視実施		・阿賀川河川事務所及び福島県と重要水防箇所等の合同パトロールを実施。		・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	未実施
H30年度の予定		・引き続き実施		・同上 ・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施			・重要水防箇所の合同巡視を実施		・阿賀川河川事務所及び福島県と重要水防箇所等の合同パトロールを実施。		・合同殉死実施		・阿賀川河川事務所及び福島県と重要水防箇所等の合同パトロールを実施。		・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	19,20	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	・市町村や関係機関等の要請により、情報提供等の訓練への支援	引き続き 実施	・阿賀川での水防実働訓練への参加。 ・毎年実施している防災訓練の内容を検討する。	引き続き 毎年実施	・水防実働訓練への参加(阿賀川) ・毎年実施している防災訓練の内容を検討する。	引き続き 毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を検討する。	引き続き 毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を検討する。	引き続き 毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施	引き続き 毎年実施
H28年度の取組		阿賀川水防連絡会として福島県水防訓練を実施(共催)(6/5)		・阿賀川水防連絡会と共催で福島県水防訓練を実施(6/5) ・会津若松市で総合防災訓練の実施		・福島県水防訓練への参画		・県水防実働訓練へ参加。 ・県総合防災訓練を市内で実施・参加	6月から8月			・水防訓練参加		・出水期前に水防訓練を実施		・福島県水防訓練に参加した。	
H29年度の取組		阿賀川水防連絡会として水防訓練を実施(5/30)		・阿賀川水防訓練に参加(5/30) ・水防工法技術指導員の派遣	引き続き 毎年実施	・水防訓練等への参画		・阿賀川水防訓練に参加(主催)(5/30)	5月から8月	・阿賀川水防訓練に参加(5/30)		・阿賀川水防訓練に参加(5/30)		・阿賀川水防訓練に参加(5/30)		・阿賀川水防訓練に参加(5/30)	H29. 5
H30年度の予定		阿賀川水防連絡会として水防訓練を実施(5月予定)		・阿賀川水防訓練に参加予定 ・水防工法技術指導員の派遣	引き続き 毎年実施	・水防訓練等への参画		・阿賀川水防訓練に参加(主催)		・関係機関が行う水防訓練への参加。 ・市防災訓練の内容を検討する。		・阿賀川水防訓練に参加(5/30)		・関係機関が行う水防訓練へ参加する。		・引き続き、参加する。	

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 8/10

[illegible]

阿賀川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組 9／10

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村	
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																	
■救援・救助活動の効率化に関する取組																	
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	5,22	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から実施			・広域支援拠点等の配置等を検討。	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討 ・平成28年6月16日には、町内の企業2社と、水害等の発生時に事務所や工場の2階等を一時避難所とする「災害時における施設の利用等に関する協定書」を締結した。今後も更に町内企業との協定を進める。	・H29年度から検討 ・H28年度から実施	新たな浸水想定区域に対応した人員や物資の輸送・供給計画の見直しを検討	H28年度以降検討
H28年度の取組				・地域防災計画では、広域陸上輸送拠点として会津総合運動公園をしているほか、県倉庫協会と災害時応援協定を締結し、民間倉庫も活用できるようにしている。								・地域防災計画書に陸上輸送拠点として「はんげひがし公園」を指定	・平成28年6月16日には、町内の企業2社と、水害等の発生時に事務所や工場の2階等を一時避難所とする「災害時における施設の利用等に関する協定書」を締結した。				
H29年度の取組				・地域防災計画では、広域陸上輸送拠点として会津総合運動公園をしているほか、県倉庫協会と災害時応援協定を締結し、民間倉庫も活用できるようにしている。			・広域支援拠点等の対象となる医療、輸送、調達機関を選定									・新たな浸水想定区域に対応した人員や物資の輸送・供給計画の見直しを検討する	H29年度から検討
H30年度の予定				・地域防災計画では、広域陸上輸送拠点として会津総合運動公園をしているほか、県倉庫協会と災害時応援協定を締結し、民間倉庫も活用できるようにしている。			・広域支援拠点等の配置等を検討。協定締結に取り組む		・広域支援拠点等の配置等を検討				・更に町内企業との協定を進める。			・引き続き、検討する。	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																	
①大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施	22,23	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車想定箇所リストの整備	今後検討			・国の排水ポンプ車の配置計画の情報を確認・共有し、適切な排水ポンプの設置箇所の選定などを検討	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	H28年度から検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定 ・排水作業を委託できる機関との協定の締結。	H28年度から検討
H28年度の取組												・水防計画書に排水樋門等の箇所を明示				・県、村、業者と協定を締結	
H29年度の取組		・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討		・排水ポンプ車配置計画の情報を確認・共有	引き続き毎年実施			・適切な排水ポンプの設置箇所の選定に着手				・適切な排水ポンプの設置箇所の選定に着手		・排水ポンプの設置箇所の選定		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	未実施
H30年度の予定		・引き続き実施		・排水ポンプ車配置計画の情報を確認・共有	引き続き毎年実施			・適切な排水ポンプの設置箇所の選定、確認				・排水ポンプの設置箇所の選定		・排水ポンプの設置箇所の選定		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	23	・毎年、出水期前に県・市町村と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施			・河川事務所の排水ポンプ車出動要請について連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う	H28年度から検討
H28年度の取組		・年度当初に連絡体制の確認		・年度当初に連絡体制の確認												・県、村、建設関連業種組合と協定を締結	
H29年度の取組		・年度当初に連絡体制の確認		・年度当初に連絡体制の確認	引き続き毎年実施			・河川事務所の排水ポンプ車出動要請について連絡体制の確認を行う。				・総合防災訓練で要請検討中		・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い確認する。			
H30年度の予定		・年度当初に連絡体制の確認		・年度当初に連絡体制の確認	引き続き毎年実施			・河川事務所との連絡体制の確認を行う。		・慶徳 山崎地区の樋門閉鎖時の水位の確認を行う。 ・排水ポンプ車の状況を確認するため、河川事務所との情報共有を図る。		河川事務所との連絡体制を確認し、迅速な出動態勢の整備に努める。		・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い確認する。			

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)				北陸地整		福島県		福島地方気象台		会津若松市		喜多方市		会津坂下町		会津美里町		湯川村	
		③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	24	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・H28年度から実施 ・引き続き毎年実施	・排水ポンプ車の実働訓練の実施	今後検討			・水防訓練と合同で実施	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施	H28年度から実施
		H28年度の取組		・福島県水防訓練で実施(国交省で実施) ・水防連絡会として実施(北会津管内5/31,塩川管内6/17)		・福島県水防訓練で実施(国交省で実施)				・県水防訓練に参加(排水訓練あり)	6月	・水防連絡会として参加(6/17)		・訓練参加		・水防連絡会として参加(5/31) ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加			
		H29年度の取組		阿賀川水防連絡会水防訓練の中で排水訓練を実施(5/30)		・訓練への参加	引き続き毎年実施			・水防訓練と合同で実施				・訓練参加予定		・阿賀川水防訓練に参加(5/30)	5月	・水防訓練と合同で実施	未実施
		H30年度の予定		・各出張所で関係機関と合同で排水訓練を実施予定		・訓練への参加	引き続き毎年実施			・水防訓練と合同で実施				・訓練参加		・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加		・水防訓練と合同で実施	

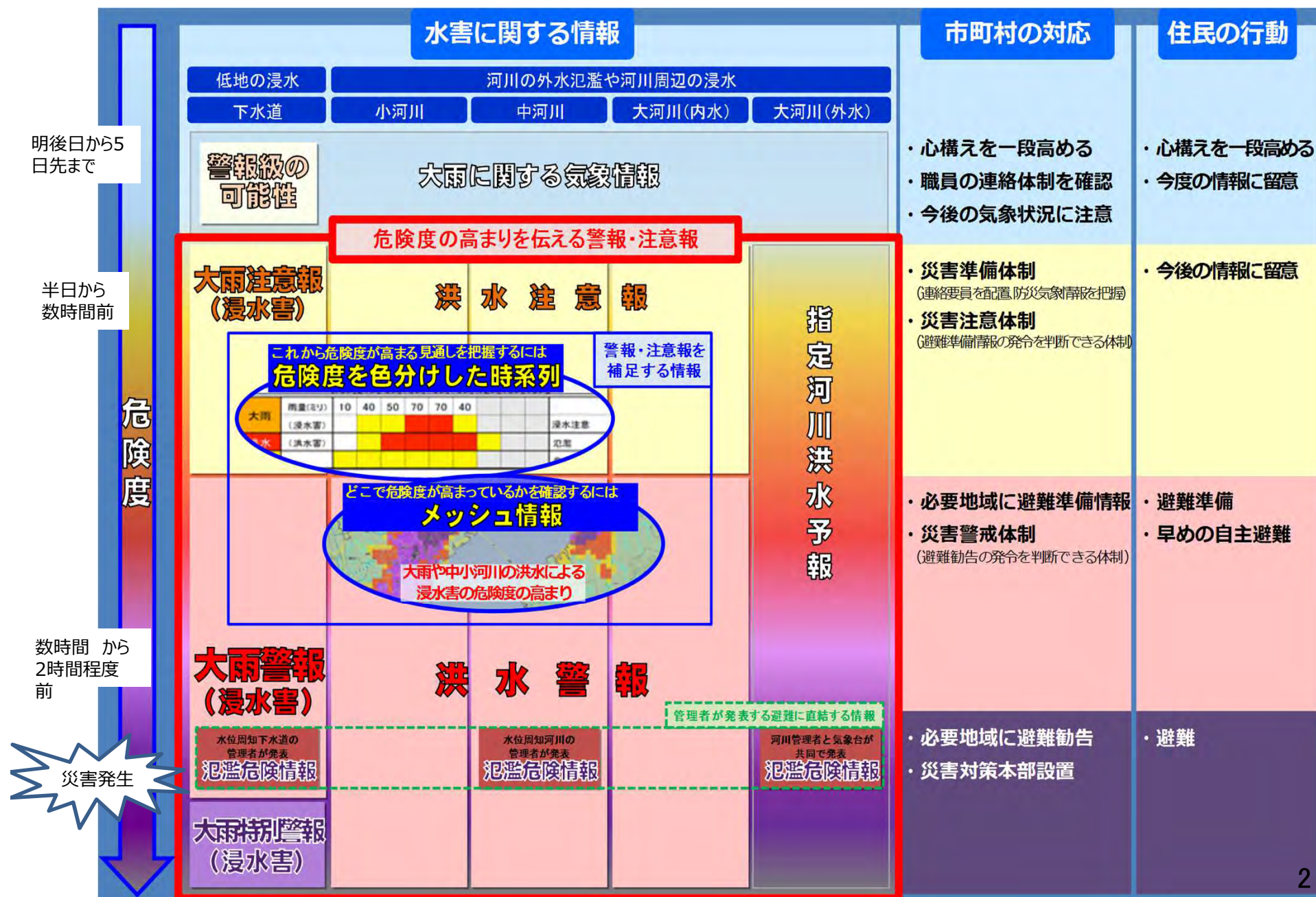
洪水警報の危険度分布とその利用について

(中小河川における避難勧告の判断への活用)

福島地方気象台

平成30年4月19日

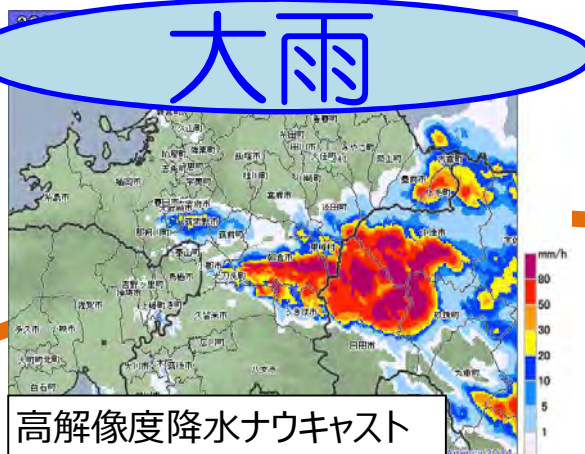
段階的に発表する防災気象情報（水害関連）



災害をイメージしやすい危険度分布

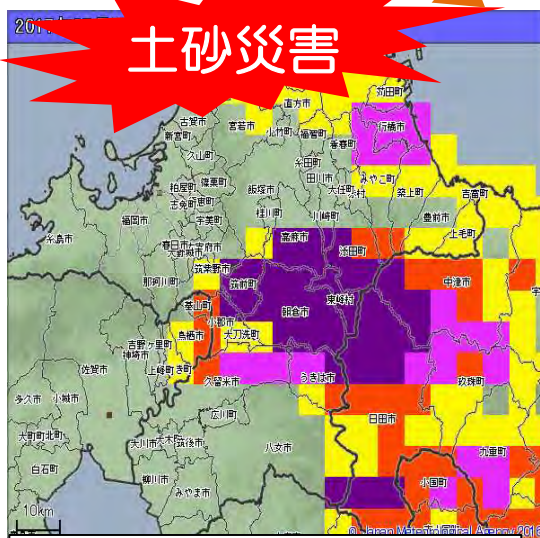
気象庁では、
警報等と合わせて、どこで
危険度が高まっているか
視覚的に確認できるよう
10分毎にリアルタイムで
危険度分布も提供。

大雨



大雨の降っている場所は
気象レーダーで把握可能
(でも、災害の発生する場所・時間とは、
必ずしも一致しない)

土砂災害



浸水害



洪水害



危険度分布の確認方法

- ①スマートフォンやパソコン、タブレット等で気象庁ホームページを開きます。
- ②「危険度分布」をクリックすると、まず「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が表示されます。
- ③「大雨警報(浸水害)の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」についてはメニューから当該情報を選択することで表示されます。



いずれの情報も「+」をクリックしたりすることにより表示領域を拡大できますので、災害現場等における危険度の高まりをピンポイントでご確認ください(下図)。



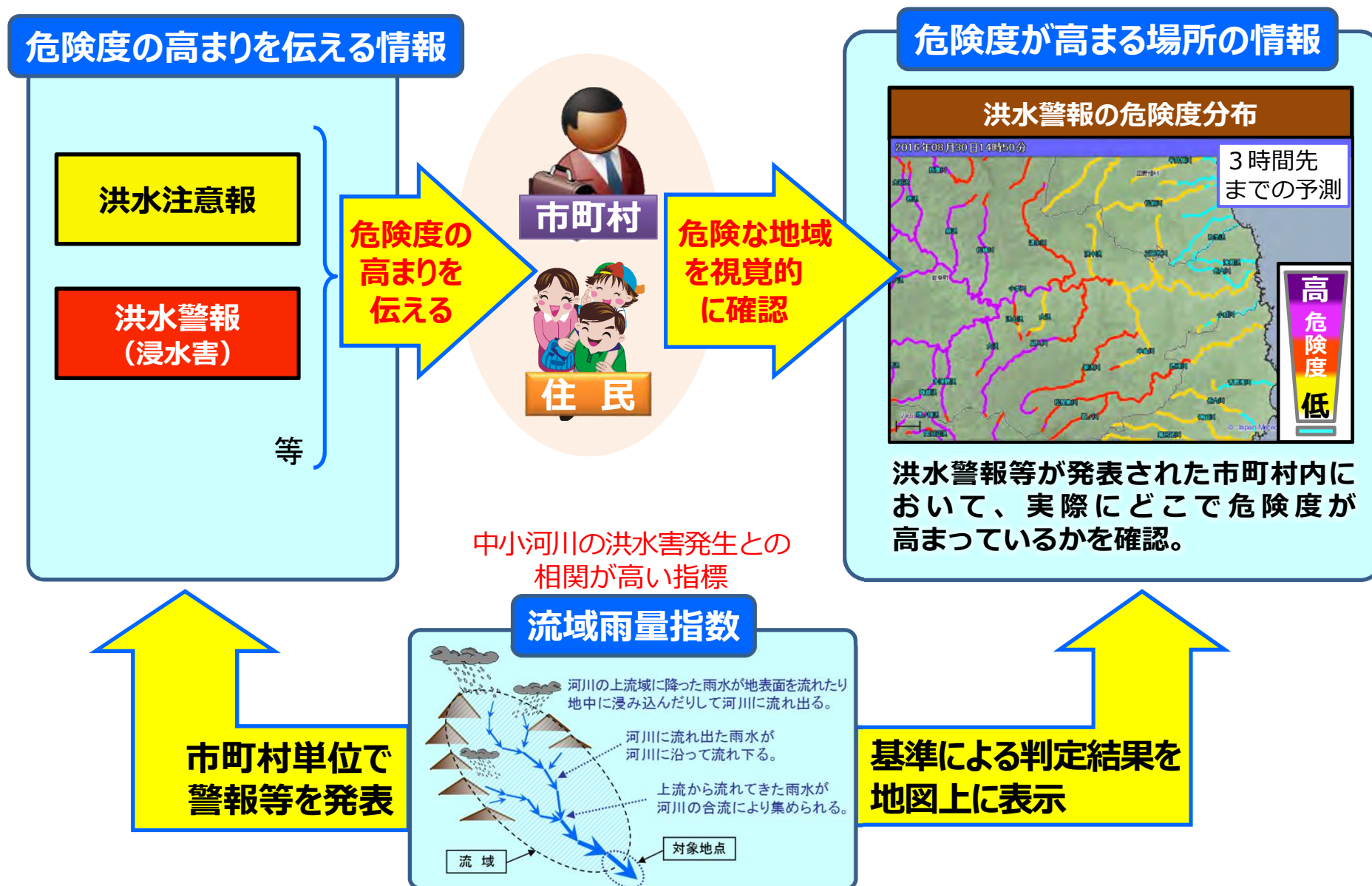
雨量や土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数そのものは、値が大きいほど災害リスクが高まることを示す相対的な指標であり、重大な災害のおそれがあるかどうか等を判断するには、これだけでは十分ではありません。そこで、過去の災害発生時の指数の値から「この数値を超えると重大な災害がいつ発生してもおかしくない」という値を警報の基準に設定するなど、危険度を段階的に判断するための基準に達したかを判定することで危険度分布等を作成し気象庁ホームページ等で提供しています。

危険度(色)の持つ意味は、どの災害も基本的に同じ

色	色の持つ意味	(参考) 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」で 発令が必要とされている避難情報		
		土砂災害	浸水害	洪水害
濃い紫	極めて危険 警報基準の 一段上の基準に すでに到達	避難指示（緊急）		
薄い紫	非常に危険 警報基準の 一段上の基準に 到達すると予想	避難勧告		氾濫注意水位等を 越えていれば 避難勧告
赤	警報 警報基準に 到達すると予想	避難準備・高齢者等 避難開始	避難準備・高齢者等 避難開始	水防団待機水位等を 越えていれば 避難準備・高齢者等 避難開始
黄	注意 注意報基準に 到達すると予想			
白	今後の 情報等に留意			

避難情報や避難行動との関係は、巻末の
参考資料「危険度分布の色に応じた住民等の行動の例」参照

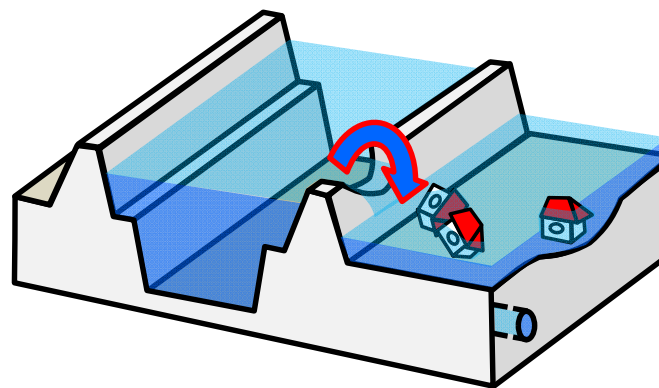
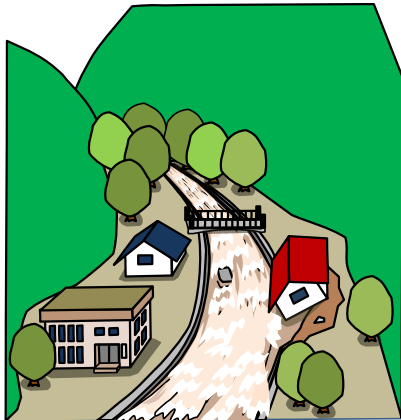
～洪水警報の危険度分布の場合～危険度分布の利用



洪水害で命が奪われる危険性がある場所

山間部等の流れの速い中小河川などで水流によって川岸が削られるなどして家屋が押し流されるおそれがある場合、あるいは、中小河川の氾濫が発生したときの浸水の深さが深く、最上階の床の高さまで浸水するような長期間浸水するおそれのある場所などには、洪水害で命に危険が及ぶおそれがある。

中小河川（水位周知河川、その他河川）は大雨が降ると急激な増水が起こるという特徴があり、河川の水位情報（実況値）に加え、「洪水警報の危険度分布」も用いて、実際に急激な増水が起こるより前の早い段階から避難を心がけることが重要である。



山間部等の流れの速い河川で水流によって川岸が削られて押し流されるおそれがある家屋
河川の氾濫が発生したときに水流によって押し流されるおそれがある家屋
河川の氾濫が発生したときに最上階の床の高さまで浸水するおそれがある家屋 など

～ 実態・課題（被災市町の事例） ～ （P57）

- ・ 小河川は、水位上昇が極めて速く、水位計が設置されていないことが多いため、水防団や住民からの通報があった時には、既に氾濫が始まっていることが多い。その時点から立退き避難するとかえって危険である。

○避難勧告等の発令タイミングや区域の設定を支援するための仕組み（P58,59）

- ・ 小河川については、水位上昇が非常に速いため、雨量予測・現場情報を早期に入手し対処すべきである。なお、情報を入力した時には既に氾濫が始まっていることが多いことや、小河川であっても沿川では家屋が流失することもあり得るということを前提にした避難勧告等の発令を考える必要がある。また、国は累積降雨や予報等から危険度を予測するような技術開発を推進すべきである（図41）。

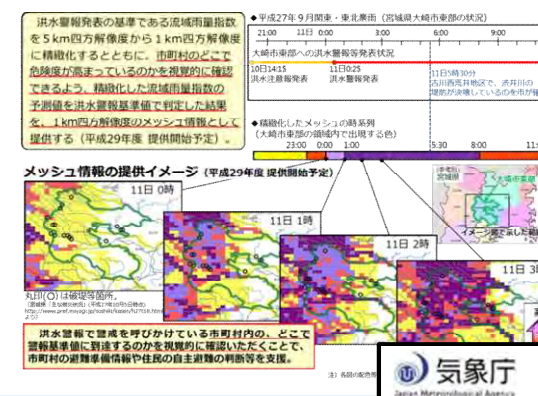


図41 小河川に係る避難判断を支援する情報
（洪水警報を補足するメッシュ情報の提供）（気象庁）

◆ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」② P23

その他河川等

【避難勧告の判断基準の設定例】

1 : A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

- ① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
- ② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
- ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

※ 「流域雨量指数の予測値」は防災情報提供システムで提供

2 情報の収集について

(2) 避難勧告等の発令の引き金となる情報の整理

(略) 水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報整理し、切迫する状況下においても、これらの情報の把握に努めること。

特に、急激に水位が上昇する傾向がある山地部の中小河川については、水位計等が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、河川毎の洪水発生の危険度を地図上で判断できる洪水警報の危険度分布(平成29年7月4日から提供開始)の活用も有効と考えられることから状況の把握に努めること。

3 避難勧告等の発令・伝達について

(1) 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川等に係る避難勧告等の発令基準の策定

(略)

災害時に躊躇なく避難勧告等を発令するためには、洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ないその他河川等についても、山地部等にあり氾濫流により家屋流出をもたらすおそれがあるなど、命の危険を及ぼすと判断したものについては、避難勧告等の発令基準を策定すること。その際、河川水位等の現地情報に加え、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）の活用等により、住民が安全に避難できる時間を考慮した基準となるよう留意すること。

危険度分布の色に応じた避難行動（洪水害）

色が持つ意味	説明※1・2	内閣府のガイドラインの 発令基準に対応する避難情報
極めて危険 すでに基準Ⅲに 到達	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水害が すでに発生 しているおそれが高い極めて危険な状況。	
非常に危険 3時間先までに基準Ⅲに 到達すると予測	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水害が発生するおそれが高い。 水位が氾濫注意水位等を越えている場合には速やかに避難を開始する。 ※3	氾濫注意水位等を越えていれば 避難勧告
警戒（警報級） 3時間先までに基準Ⅱに 到達すると予測	水位が水防団待機水位等を越えている場合には避難の準備 をして早めの避難を心がける。※4 高齢者等は速やかに避難を開始する。	水防団待機水位等を越えていれば 避難準備・ 高齢者等避難開始
注意（注意報級） 3時間先までに基準Ⅰに 到達すると予測	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	

※1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。

※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それらに留意し、適切な避難行動を心がけてください。

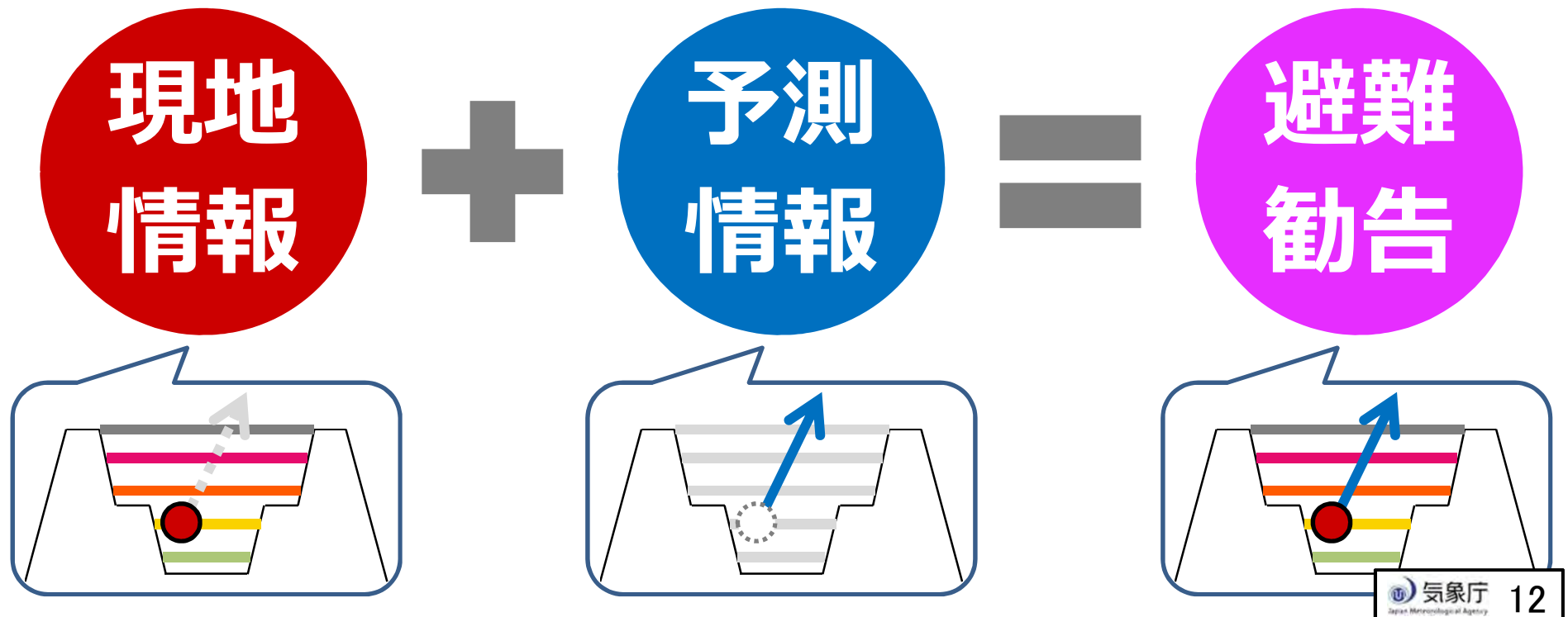
※3 その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。

※4 その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。

注：危険度分布の色と避難情報や避難行動との関係の詳細は、巻末の参考「洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例」参照。

中小河川における避難勧告の判断の考え方

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が平成29年1月に改定され、急激な水位上昇が発生する中小河川（水位周知河川・その他河川）における避難勧告等の判断には、水位計や監視カメラ画像から得られる“現地情報”に加え、“流域雨量指数の予測値”（洪水警報の危険度分布）などの水位上昇の見込みが判断できる“予測情報”も合わせて活用するという新たな考え方が追記されました。



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

【赤】

警戒
(警報級)

3時間先までに
警報基準に
到達すると予想

3時間先までに
重大な災害が
発生する
可能性がある

平成29年7月5日14時30分



平成29年7月5日14時31分

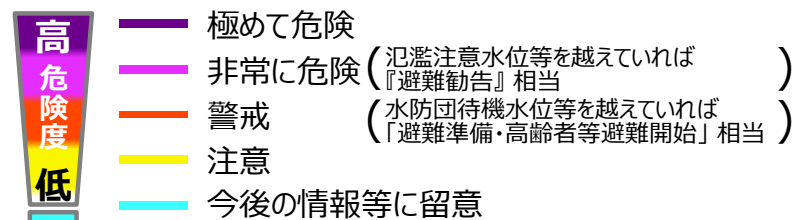


(写真：日田市職員提供)

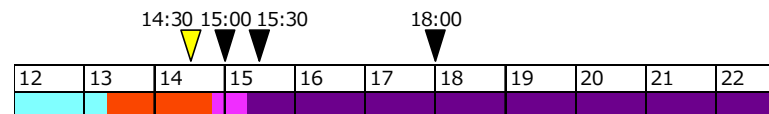
平成29年7月5日14時30分



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

【薄い紫】

非常に危険
(警報級の一段上)

3時間先までに
警報基準の
一段上の基準に
到達すると予想

3時間先までに
重大な災害が
発生する
可能性が高い

**引き続き水位
上昇のおそれ**

平成29年7月5日15時05分



平成29年7月5日15時05分

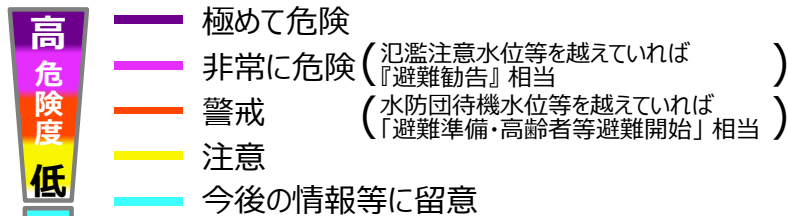


(写真：日田市職員提供)

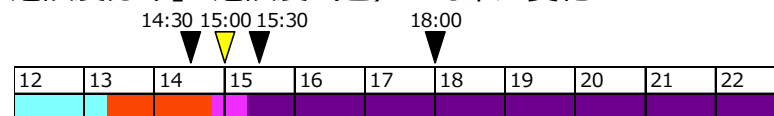
平成29年7月5日15時00分



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

【濃い紫】

極めて危険
(警報級の一段上)

すでに
警報基準の
一段上の基準に
到達

すでに
重大な災害が
発生している
可能性が高い

すでに避難が
困難な状況

平成29年7月5日15時32分



平成29年7月5日15時39分

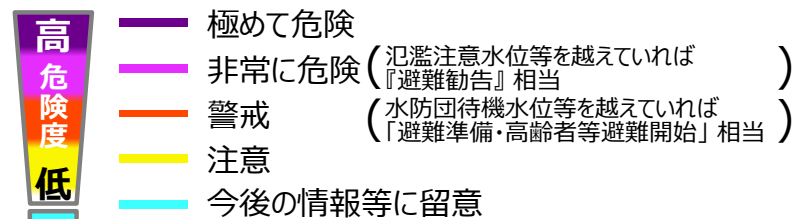


(写真：日田市職員提供)

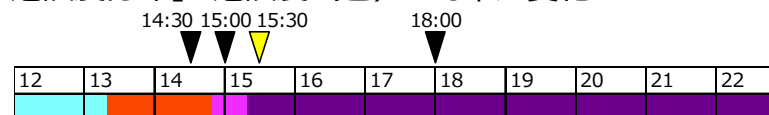
平成29年7月5日15時30分



洪水警報の危険度分布



写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

【濃い紫】

極めて危険
(警報級の一段上)

すでに
警報基準の
一段上の基準に
到達

すでに
重大な災害が
発生している
可能性が高い

すでに避難が
困難な状況

平成29年7月5日18時00分



平成29年7月5日18時00分

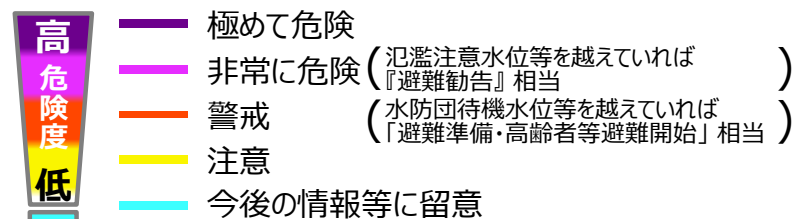


(写真：日田市職員提供)

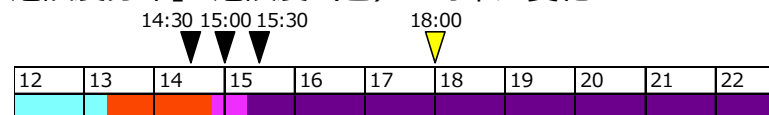
平成29年7月5日18時00分



洪水警報の危険度分布



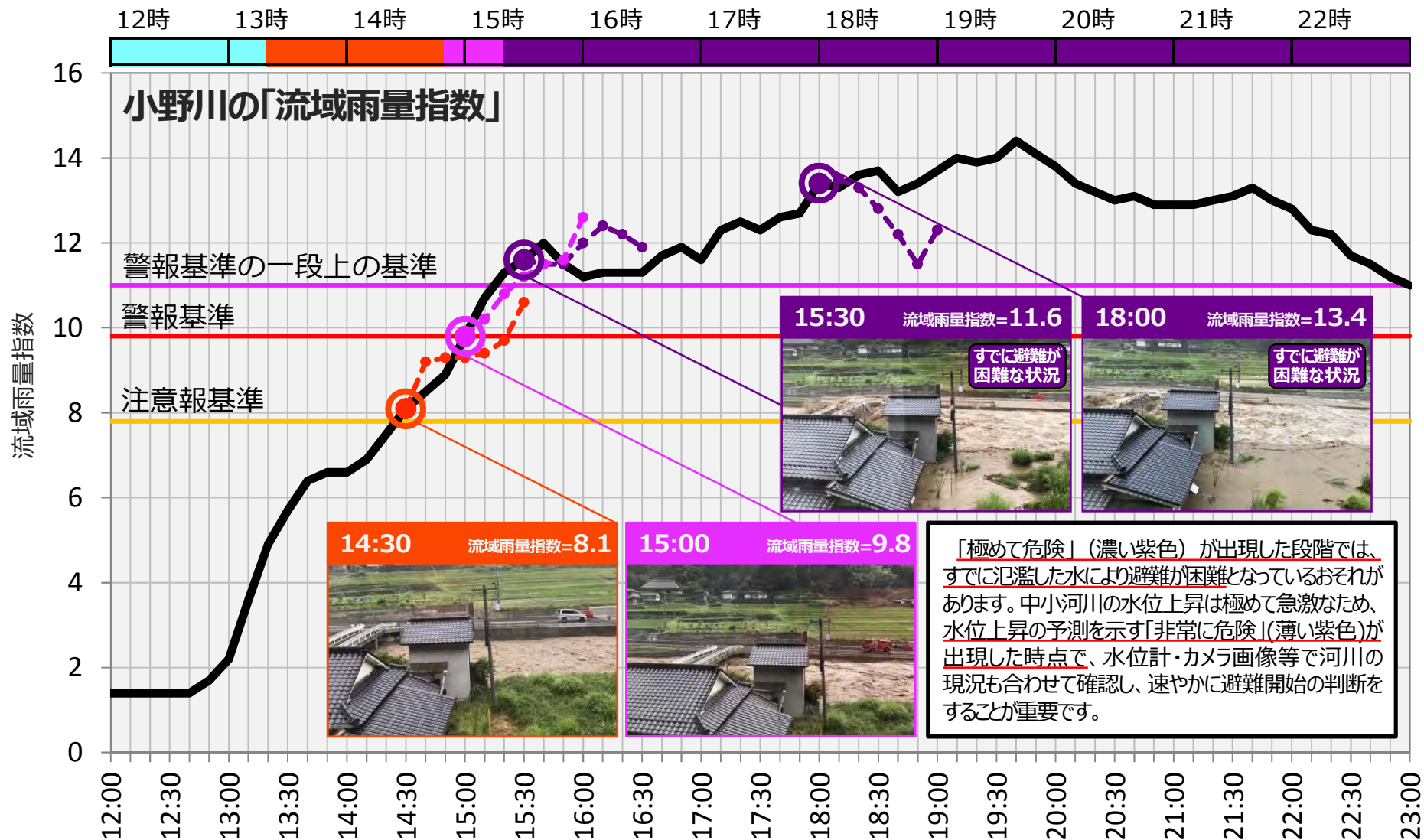
写真撮影地点（左図の赤丸）における「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）の時系列変化



事例 平成29年 小野川の洪水害（大分県日田市）

平成29年7月5日 日田市鈴連町

小野川の「洪水警報の危険度分布」の危険度（色）



※ 破線は60分先までの予測値を表す。写真は日田市職員提供。

現地情報と予測情報を合わせた避難勧告等の判断

- 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」に示されている考え方
中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も合わせて確認し、速やかに避難勧告発令や避難行動開始を判断することが重要となります。



参考__洪水予報河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10～P26)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。 ○立退き避難が必要な状況 ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 ・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合	避難指示(緊急)	・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	氾濫発生情報	洪水警報
	避難勧告	・指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合) ・指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫危険情報	
	避難準備・高齢者等避難開始	・指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫警戒情報	
		・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	氾濫注意情報	洪水注意報
(注) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。			—	予告的な気象情報

参考__水位周知河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10～P26)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。 ○立退き避難が必要な状況 ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合	避難指示 (緊急)	- 決壊や越水・溢水が発生した場合 - A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) - 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 - 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	氾濫発生 情報	洪水警報
	避難勧告	- A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合 - A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) - 異常な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫危険 情報	流域雨量 指数の 予測値 (氾濫注意 水位等を 越えている 場合)
		- A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 - A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) - 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫警戒 情報	洪水警報
	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始		氾濫注意 情報	流域雨量 指数の 予測値 (水防団待 機水位等 を越えている 場合)
- 気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 - 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。				洪水注意報
			—	予告的な 気象情報

(注1) 流域雨量指数の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。

(注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。

参考__その他河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10～P26)			気象警報等
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類
○避難勧告等の対象とする区域 ・屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶ河川について、河川管理者や気象台からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。 ○立退き避難が必要な状況 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合		・大雨特別警報(浸水害)が発表された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認する	大雨特別警報(浸水害)
	避難指示(緊急)	・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	洪水警報
	避難勧告	・A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	洪水警報 流域雨量指数の予測値 (氾濫注意水位等を越えている場合)
	避難準備・高齢者等避難開始	・A川のB水位観測所の水位が〇〇m(水防団待機水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	洪水警報 流域雨量指数の予測値 (水防団待機水位等を越えている場合)
・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			洪水注意報
(注1) 流域雨量指数の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。			予告的な気象情報

参考__洪水警報の危険度分布の色に応じた住民等の行動の例

色が持つ意味	避難情報や水位情報等に応じた 住民等の行動の例※1・2	流域雨量指数の各基準への到達状況と そこから想定される周囲の状況例
極めて危険 すでに警報基準の 一段上の基準に到達	《流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。》	
非常に危険 3時間先までに 警報基準の一段上の 基準に到達すると予想	重大な洪水害が発生するおそれが赤色（警報級）よりもさらに高まると予想されており、水位が氾濫注意水位等を越えていれば自治体から避難勧告が発令されうる非常に危険な状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、 ＜避難勧告等が発令されている場合＞ 速やかに避難を開始する。 ＜避難勧告等が発令されていない場合＞ 河川の水位情報を確認し※3、 水位が氾濫注意水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、速やかに避難を開始することが重要。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値（警報基準の一段上の基準）に到達すると予想。 水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれが高い。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれが高い。
警戒 （警報級） 3時間先までに警報 基準に到達すると予想	重大な洪水害が発生するおそれがあり、水位が水防団待機水位等を越えていれば自治体から避難準備・高齢者等避難開始が発令されうる状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、 ＜避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合＞ 避難の準備をして早めの避難を心がける。 ＜避難準備・高齢者等避難開始が発令されていない場合＞ 河川の水位情報を確認し※4、 水位が水防団待機水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、避難の準備をして早めの避難を心がける。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、重大な洪水害が発生する値（警報基準）に到達すると予想。 水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれがある。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれがある。
注意 （注意報級） 3時間先までに注意報 基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、軽微な洪水害が発生する値（注意報基準）に到達すると予想。 水位周知河川・その他河川が増水し、軽微な洪水害（道路冠水や家屋の床下浸水等）が発生するおそれがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が河川に集まり流れ下る。

※1 洪水警報の危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告等が発令された場合や河川管理者から氾濫危険情報等が発表された場合には速やかに避難行動をとってください。

※2 洪水予報河川の外水氾濫については、洪水警報の危険度分布ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報等を踏まえて避難勧告等が発令されますので、それらに留意し、適切な避難行動を心がけてください。

※3 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、早めの避難の観点から、速やかに避難を開始することが重要です。

※4 河川の水位情報は「川の防災情報」で確認してください。その他河川では水位を観測していない河川がありますので、その場合は、避難の準備をして早めの避難を心がけてください。

【資料 4】

3) その他

ハザードマップポータルサイトについて

同時発表：水管理・国土保全局

平成29年6月6日
水管理・国土保全局防災課
国土地理院応用地理部

ハザードマップポータルサイトがさらに使いやすくなりました ～梅雨や台風に備え、災害リスクを簡単に確認できます～

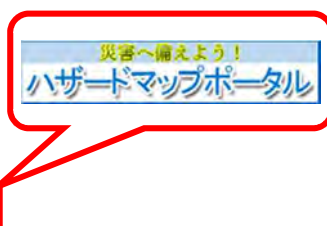
国土交通省では、住民の方々の避難を迅速化し「逃げ遅れゼロ」を目指す取組の一つとして、ハザードマップポータルサイトについて、災害リスクを簡単に確認できるようにしました。

①国土交通省のトップページからアクセス可能にし、②見たい災害リスクを災害種別の図記号（ピクトグラム）から選べるようにする等の改良を行いました。

※ハザードマップポータルサイト…災害時の避難や、事前の防災対策など様々な防災に役立つ情報を提供
パンフレットはこちら <http://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/pamphlet/pamphlet.pdf>



国土交通省トップページから
アクセスできるようにしました。



洪水



土砂災害



津波

災害リスクを見るための入口に
災害種別の図記号（ピクトグラム）
を採用しました。

本年も梅雨や台風の時期を迎えますが、気候変動等の影響により水害・土砂災害等の更なる頻発化・激甚化が懸念されていることから、より多くの方が自らの命を守るための行動に必要な身の回りの災害リスクを簡単に確認できるように、ハザードマップポータルサイトのさらなる改良を行っております。

平成28年6月にはスマートフォンからもハザードマップが確認できるようにするなど、段階的に機能を向上させています。

今回は、「災害リスクを少ないクリック数で確認可能にする」「誰でも直感的に理解できるピクトグラムによる表現にする」など、より使いやすくしました。

【添付資料】平成29年度のシステム改良のポイントについて

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disaportal.gsi.go.jp/>



ハザードマップ 検索

<問い合わせ先>

(サイトの内容について)

水管理・国土保全局防災課 大規模地震対策推進室

室長 東出 成記、課長補佐 伊藤 裕之

代表電話：03-5253-8111（内線 35-713、35-722）直通電話：03-5253-8438 FAX:03-5253-1607

(システムの改良について)

国土地理院応用地理部

環境地理情報企画官 山本 洋一、地理情報処理課長補佐 山崎 航

直通電話：029-864-6269、029-864-6922 FAX:029-864-1804

【資料 5】

3) その他

危機管理型水位計について

【目的】

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（**無給電で5年以上稼働**）
- 省スペース（小型化）（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（**水位計本体費用は、100万円/台以下**）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ**通信コストを縮減**）

開発された水位計の例



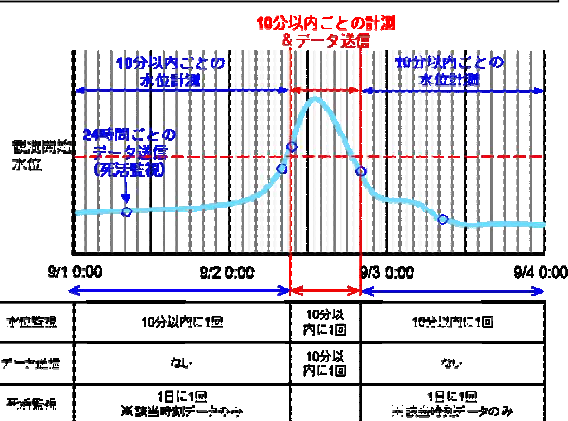
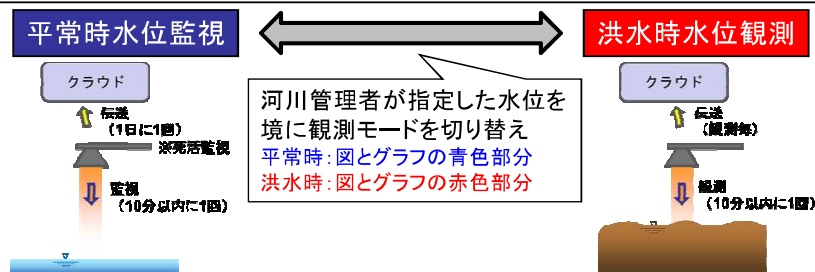
堤防に設置するタイプ
（ケーブル（計測器）を河川に入れて計測）



橋梁に設置するタイプ
（電波や超音波で河川に触れずに計測）

【水位観測方法】

一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え、10分以内毎に水位データを送信。水位データはクラウドで閲覧可能。

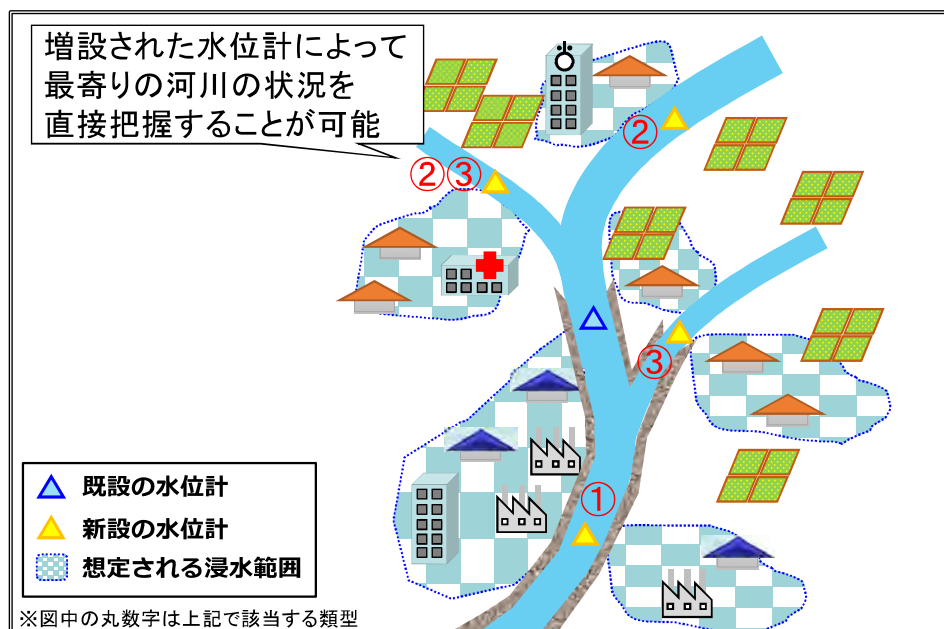


国管理河川における危機管理型水位計の配置箇所の考え方

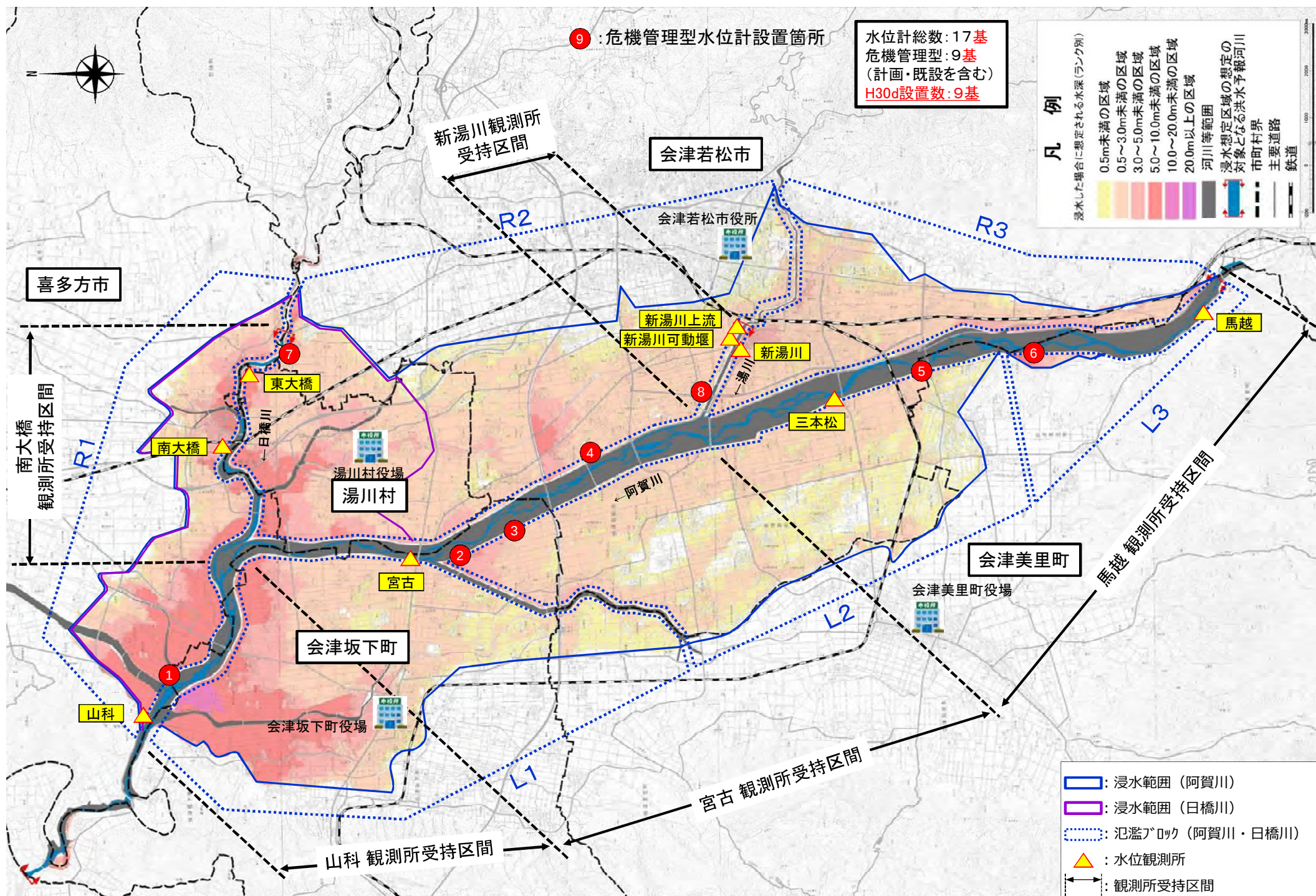
これまでは各水位計が長い区間を受け持ち、観測所地点の水位から各地点の水位を推定していたが、集落や氾濫ブロック単位で「氾濫の危険度がどの程度切迫しているのか」を直接的には把握できていなかった。今回は、

- ①「堤防高さや川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所」
- ②「氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所」
- ③「支川合流部など、既設水位計だけでは実際の水位が捉えにくい箇所」などを対象として抽出し、既設水位計の配置や現地状況等を踏まえて、危機管理型水位計の配置箇所を選定。国管理河川においては、平成30年度中に水位計の設置を進めることとしている。

※【氾濫ブロック】一連の浸水区域のうち、河川や山などの地形及び構造物等により区分されるひとまとまりの氾濫区域のこと。



危機管理型水位計 設置計画図（阿賀野川水系 阿賀川・日橋川・湯川）

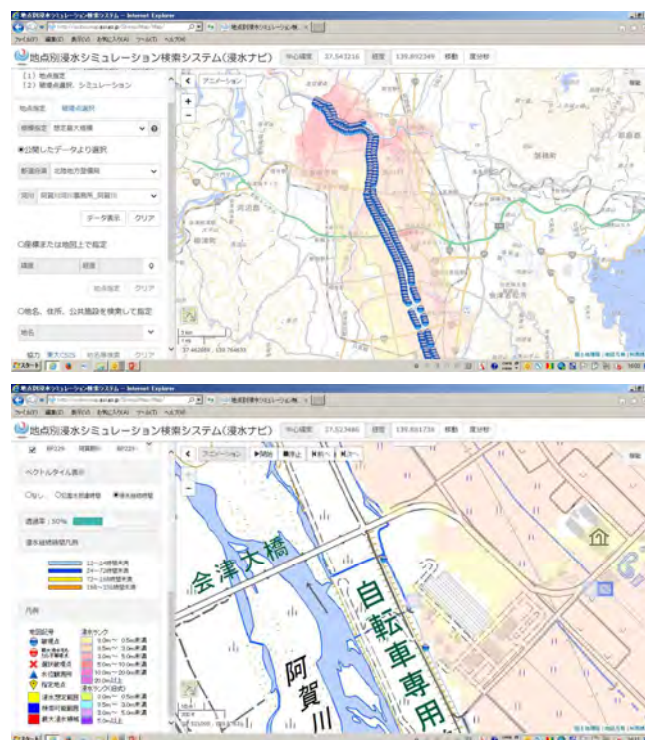


【資料 6】

3) その他

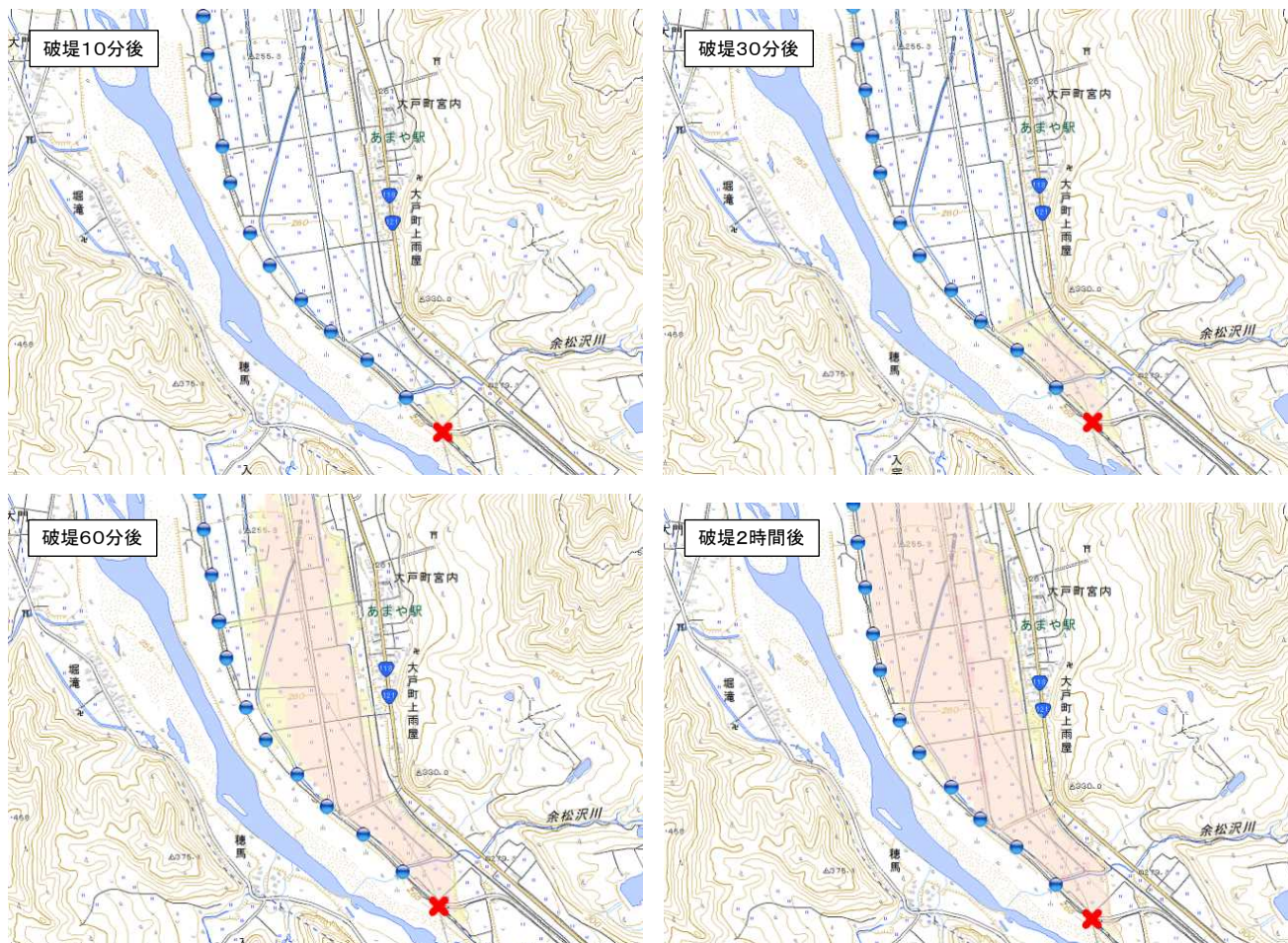
浸水ナビについて

「浸水ナビ」 ご活用ください。URL <http://suiboumap.gsi.go.jp/>



阿賀川 及び 日橋川 の想定最大浸水区域範囲や浸水シミュレーション
氾濫水到達時間、浸水継続時間などが閲覧できます。

浸水深の時間変化アニメーションの表示



【資料7】

3) その他

防災教育について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

【資料 7】

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

（1）水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

（6）減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

（3）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

（4）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

（5）河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難動着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

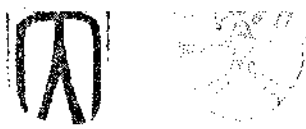
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	引き続き、防災教育の実施を支援		
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)			(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)	

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)



国水防第 173 号
国水環第 57 号
平成 29 年 11 月 7 日

北陸地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課長



河川環境課長



防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまでも、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」（平成 27 年 11 月 25 日、国水防第 162 号・国水環第 92 号）などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところであるが、今般改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化されたい。

なお、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日、国土交通省）において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されており、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されたい。

また、取り組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添（参考）のとおり通知していることを申し添える。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考に送付されたい。



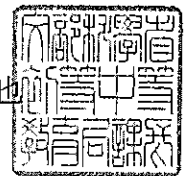
29初健食第31号

平成29年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三 谷 卓



(印影印刷)

国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第2次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校（大学を除く。）に対し，都道府県私立学校主管課においては，所轄の私立学校に対し，附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校に対し，構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては，所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対しても周知していただくようお願いします。

なお，本件に関連して，国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局企画部長，河川部長等に対し，別添（参考）のとおり通知していることを申し添えます。

（参考）大規模氾濫減災協議会とは

<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/hanrangen.pdf>

（担当）

健康教育・食育課

防災教育係（中鉢，杉本）

電話：03-5253-4111（内線 2670）

03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3794

e-mail: anzen@mext.go.jp

平成 30 年 3 月 8 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 防 災 課

先生必見！防災教育ポータルを開設しました ～新作動画も掲載！～

国土交通省は、洪水や地震などから「命を守る」ための情報、コンテンツを収録したポータルサイトを開設しました。国土交通省を含めた8機関※から防災教育に役立つ75のホームページを収録し、防災教育に取り組む先生方がワンストップで教育素材を簡単に入手できるポータルサイトとなっています。

ポータルサイト開設の目玉は、「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」と題した動画を初公開！是非、ダウンロードしてご覧ください。

※8機関：国土交通省、気象庁、内閣官房、内閣府、消防庁、文部科学省、NHK、日本赤十字社

○平成32年度から新学習指導要領が全面実施され、小学校で防災教育の授業が充実されるようになります。国土交通省は、これまでも先生の指導計画の作成支援等を行ってきましたが、授業に使える写真や動画などの素材を簡単に入手したいという先生方からの声も踏まえ、平成32年度に向けた授業の準備等に活用いただけるよう、本ポータルを開設しました。

○防災教育ポータル

- ・防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を【トピックス】として紹介しています。
- ・様々な機関が作成している防災教育に役立つ資料などを、【教材】【素材】【手引き】【事例】に分類し、掲載しています。

防災教育ポータル

検索



トピックス
最新の取組



手引き
これから防災教育を
始める際の進め方



教材
すぐに使える
教材パッケージ



事例
学年別・分野別の
防災教育の事例



素材
伝わりやすい
写真やイラスト等



リンク

○【動画】洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～

水害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の備えを身につけてもらうための3つのポイントをまとめています。



洪水から身を守るポイントを解説

【お問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局防災課

課長 補佐

竹村 雅樹

TEL:03-5253-8111 (内線 35-739)

企画係長

天井 洋平

(内線 35-742)

03-5253-8457 (直通)

FAX:03-5253-1607

防災教育ポータル



学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や、授業で利用できる教材例・防災教育の事例など、8機関75サイトを紹介しています。

掲載カテゴリ



トピックス

最新の取組



手引き

これから防災教育を始める際の進め方



教材

すぐに使える教材パッケージ



事例

学年別・分野別の防災教育の事例



素材

伝わりやすい写真やイラスト等



リンク

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた
「カードゲーム」や「動画」もこのポータルに！！



▲防災カードゲーム

「このつぎなにがおきるかな？」



▲子ども向け動画

「洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～」

防災教育ポータル

検索

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



掲載されている情報・コンテンツの例



トピックス



子ども向け動画

「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」

防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介しています。



防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」



教材



フィクションドキュメンタリー「荒川氾濫」
(国土交通省)より

ダウンロードしてすぐに使えるスライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・親子で学ぶ水災害(国土交通省)
- ・「防災まちづくり・くにづくり」を考える(内閣官房) など



素材



防災教育～国土の防災ライブラリ～
(国土交通省)より

指導計画・プリントなど、授業で使用する教材を作成する際に使用できる、防災に関する写真・イラスト等の素材を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・自然災害の脅威(国土交通省)
- ・震災伝承館(国土交通省) など



手引き



水防災教育実施マニュアル
(国土交通省)

防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導計画の作成例などを紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
- ・学校安全＜刊行物＞(文部科学省) など



事例



小学校で行われた洪水避難訓練の例
(国土交通省)

どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、他校での授業事例等を紹介しています。

【その他掲載サイト】

- ・水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
- ・チャレンジ！防災48(総務省) など

子ども向け動画

『洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～』

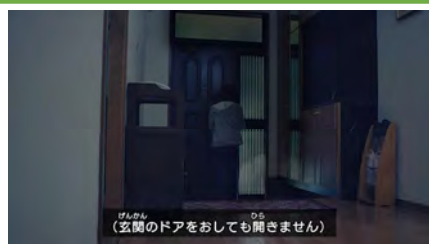
水害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の供えを身につけてもらうための3つのポイントをまとめた動画です。

動画の構成

詳細版 (約24分) ダイジェスト版 (約8分)

はじめに (約2分)

大雨がふりつづくとどうなるか見てみよう！ (約4分)



大雨がふりつづいたとき、どんな危ないことが起こるのか、小学生が出演するドラマで紹介します。

第1部

命を守るための3つのポイントを勉強しよう！ (約4分×3)



命を守るための3つのポイントについて、詳しく教えてもらいます。

第2部

命を守るための3つのポイントを実践しよう！ (約1.5分×3)



命を守るための3つのポイントを実践して、大雨の中でも無事に避難する方法を勉強します。

第3部

おわりに (約1.5分)

※学校の授業でも使用いただきやすいようにポイントごとにチャプター分けをしています。

動画は以下のHPで視聴・ダウンロードが可能です！

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/movie/movie.html>



国土交通省

水管理・国土保全局 防災課

【お問い合わせ先】03-5253-8111(代表電話)

動画の内容

第1部 水害時の危険なシーン



水圧によりドアが開かなくなるシーン



浸水域では歩行が困難になるシーン



足下が見えずマンホールや用水路に落ちるシーン

第2部 命を守るための3つのポイント

①どんな危険があるのかを調べてお家で話し合おう！

②浸水がはじまるまえに逃げよう！

③安全に逃げる方法をしっておこう！



ハザードマップの説明とハザードマップポータルサイトの使い方について解説



水位、今後の雨の降り方などの情報をPCやテレビから取得し、情報を見て判断する方法を解説



浸水した水の中を歩くことの危険性について、イラストを用いて解説

第3部 ポイントの実践



水害時にどうすれば良いか家族で話し合っているシーン



「川の防災情報」を見ながら避難すべきか判断しているシーン



安全に避難するための方法を実践しながら避難するシーン